

令和7年度 奥州市立東水沢中学校 部活動に係る活動方針

本校では、部活動にかかる活動方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」、「岩手県教職員 働き方改革プラン（県教委）」「岩手県における部活動の在り方に関する方針（県教委）」及び「奥州市における部活動の在り方に関する方針（奥州市）」に則り、以下のとおりとする。

1 活動の方針

(1) ねらい

- ア スポーツ活動や文化・科学活動に興味・関心をもつ同好の生徒によって、自主的・自発的な活動を行わせる。（加入を任意とする。）
- イ 活動する分野の技能の向上や知識の習得を図るために取り組む中で、その楽しさや喜びを味わい、その分野に親しみを感じることで豊かな学校生活を経験させる。
- ウ 教育課程に関連する学校教育活動として位置づけ、生徒の心身の健全な発達を促し、社会性や自治的能力の育成を図る。

(2) 方針

- ア 技能の向上や知識の習得を図りながら、そのスポーツ・文化等に親しませる。
- イ 生徒に自治的意識をもたせ、自主的・計画的・継続的な活動をさせる。
- ウ 部長やキャプテン等を中心に組織的に機能させ、リーダー育成を図る。
- エ 教師が生徒とともに活動する姿勢を示し、顧問と部員との信頼関係を深める。
- オ 地域・学校の実態に応じながら、各種団体との連携を深め、生徒の心身の健全育成を目指す。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し、保護者や外部指導者等関係者に通知する。
- (2) 部活動顧問は、毎月活動計画を作成し、校長に提出するとともに、生徒や保護者に情報提供を行う。
- (3) 校長及び部顧問は、部の練習を補完するために行われる保護者会練習等についても、市の方針を踏まえた活動になるよう、主催者と連携を図る。
- (4) 校長は、「学校の部活動に係る方針」について、教職員、外部指導者、保護者が共通理解を図る機会を設定する。

3 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの拒絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、競技種目等の特性を踏まえ、スポーツ・科学に基づいたトレーニングや休養の取り方、効率的かつ効果的な指導について工夫をするとともに、部員とのコミュニケーションを十分に図りながら、それぞれの目標を達成できるよう、適切な指導を行う。

4 適切な活動時間・休養日等の設定（保護者会活動等も同様とする）

【平日は2時間、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度の活動時間とし、週の中で平日1日、休業日1日の休養日を設ける。また、週当たりの活動時間が16時間程度となるようにする。】

(附則)

- ※1 平日の活動時間は午後4時30分までとする。なお、月曜日は原則教育相談の日とし、諸活動を行わない。また、職員会議や校内研究会の行われる日が休養日になる場合もある。ただし、会議当日の補完する活動（保護者会活動等）は行ってもよい。
- ※2 全ての週において土・日のいずれかを休養日とする。また、3連休の場合には、1日以上休養日をとる。

- ※3 部活動を補完する活動（保護者会活動等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準を超えない活動とし、原則 20 時を超える活動は行わないものとする。
- ※4 定期テスト 4 日前（学年末のみ 5 日間）、目標テスト前日は諸活動を行わない。
- ※5 長期休業中の活動時間は 3 時間程度とする。
- ※6 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ※7 部活動休養日に大会参加等で参加した場合は、他の日に振り替える。
- ※8 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整するなどの調整をする。
- ※9 校長は、各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行う。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

- (1) 校長は、生徒の多様なニーズを踏まえ、本校単独で活動な困難な場合には複数校において合同で参加できる体制を支援する。
- (2) 校長は、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

6 参加する大会・コンクール等の見直し

校長は、参加する大会・コンクール等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

7 その他

校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応する。

1 部活動のねらい

積極的に活動に参加し、スポーツや芸術文化等に親しむことを通して、他の部員や顧問、保護者との信頼関係を築いたり、協力し合って能力や技をみがいたりすることで、健全な成長をめざす。

2 所属可能部活動

・野球・陸上競技・サッカー・ソフトテニス男子、女子・バスケットボール男子、女子・バドミントン男子、女子・バレーボール男子、女子・剣道・卓球・水泳・吹奏楽・総合文化（美術、科学）

※規定では5人以下の場合は検討するとあるが、廃部規定を以下の通り定める。

【廃部規定】

- ・運動部団体種目（野球・ソフトボール・サッカー・バスケットボール・バレーボール）は、原則として、3大会（地区中総体・地区新人大会）連続で、学校単一チームが成り立たない場合は、次年度の新入生の募集はしない。
- ・その他の部は、2年連続で入部希望者が0人であった場合は、原則として、次年度の入部募集は行わない。

この規定に則り、柔道部は今年度より募集しない。

また、バレーボール部男子は、現在単独チームでの出場ができない状況であるが、今年度の募集を行う。その際、学校は上記規定を生徒にも伝え、部員が5人に満たない場合は令和7年度に廃部する可能性があることを加入希望生徒に確認する。

3 活動時間・休業日

活動基準時間：平日は2時間、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度の活動時間とし、週の中で平日1日、休業日1日の休養日を設ける。また、週当たりの活動時間が16時間程度となるようにする。

(1) 平日

活動時間は午後4時30分まで（午後4時40分完全下校）とする。また、月曜日は原則教育相談の日とし、諸活動を行わない。また、部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準を超えない活動とし、原則20時を超える活動は行わないものとする。

(2) 休業日（土日）

全ての週において土・日のいずれかを休養日とする。活動休養日に大会に参加（練習試合も含む）した場合は、他の日に休養日を振り替える。また、3連休の場合には、1日以上休養日をとる。

(3) 長期休業中

原則平日の日中の活動とするが、補完する活動も含め、基準時間を超えない活動とする。

(4) 原則として部活動を停止する期間

- ・生徒一斉下校の日（学校行事等）
- ・定期テスト4日前（学年末のみ5日前）、目標テスト1日前
- ・職員会議や校内研究会当日（補完する活動は可）

4 主な活動場所

【屋外】

- ・校庭南側→野球部 ・校庭北側→サッカー部 ・校庭西側→陸上部
- ・テニスコート→ソフトテニス部 ・プール・・・水泳部

【屋内】

- ・音楽室→吹奏楽部 ・第一美術室→総合文化部美術コース
- ・被服室、調理室→総合文化部科学コース
- ・体育館・・・別に定める。

※雨天時など多目的ホール（主に筋力トレーニングとし、ボール使用を不可とする。）や廊下や階段（主にランニング）をトレーニング場所としてよいが、器物破損や事故のないように十分注意して指導する。

5 部室の使用について

- ・原則として用具置き場とし、ミーティング等には使用しない。
- ・活動時間以外は使用しない。
- ・その都度施錠する。
- ・練習試合や休日の活動でクラブハウスを使用する場合は、使用する顧問が責任をもって解錠、施錠を行う。使用後の清掃指導、鍵の保管は顧問が責任をもって行う。

6 きまり

- ・活動時間、下校時間を守る。
- ・帰短学活後に自分の持ち物を活動場所に持参し、その後は教室に戻らない。

- ・持ち物はすべてスクールザックか指定のスポーツバックに入れる。それ以外の入れ物は、顧問の指示に従うこと。
- ・練習中のウインドブレーカー等は特に規制はしないが、思わしくないような問題が出たときは規制をする。(中学生らしい服装の着用)
- ・自転車使用のルールを守る。
- ・水分補給用の飲み物として水・お茶・スポーツドリンクを可とし、入れ物は水筒またはスクイズボトルに入れてくることとする。

7 その他

- ・3年生の部活動参加については、各部の決めた時期までとする。ただし、中学校卒業後の進路先が決定した生徒は、学校と当該保護者で確認し、活動に参加することができる。